

豊見城市抽選型最低制限価格制度実施要領

豊都都内第 2 2 6 号
令和 8 年 8 月 2 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、豊見城市が執行する入札（総合評価落札方式は除く。）について、最低制限価格の予測困難性を高めることを目的として実施する抽選型最低制限価格制度に関して、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第 2 条 最低制限価格の設定する競争入札で、発注を行う予定価格が 2 0 0 万円を超える建設工事及び予定価格が 1 0 0 万円を超える委託業務を対象とする。

(最低制限基準価格の設定方法等)

第 3 条 最低制限基準価格設定権者（最低制限基準価格設定権者は、豊見城市事務決裁規程別表第 1 に定める最低制限価格を決定する決裁権者とする。）は、対象入札ごとに次の各号により算出した額を目安に予定価格の 1 0 分の 7 以上で、3 種類の最低制限基準価格を設定し、これらの価格をこの要領の最低制限価格書（以下「最低制限価格書」という。）に記載し、それぞれを封書にする。

(1) 建設工事の場合

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。

ア 直接工事の額

イ 共通仮設費の額に 1 0 分の 9 を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に 1 0 分の 9 を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に 1 0 分の 7. 5 を乗じて得た額

(2) 委託業務の場合

次の表の各業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表アからエに掲げる額の合計額とする。

業種区分	ア	イ	ウ	エ
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 1 0 分の 5 を乗じて得た額	
建設コンサルタント業務 (建築設計及び監理業務)	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 1 0 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 1 0 分の 7. 5 を乗じて得た額

建設コンサルタント業務 (土木関係)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務 業務(磁気探査業務含む)	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の8を乗じて得た額
現場技術業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
建設関連維持管理業務	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 対象入札を執行する職員（以下「入札事務執行人」という。）は、開札の際これらを開札場所に備えなければならない。

（最低制限価格の決定方法等）

第4条 入札事務執行人は、開札後、直ちに3種類の最低制限価格書及び6通りの最低制限価格（税抜）算出式について抽選を行い、最低制限価格を決定するものとする。この場合において、当該抽選を行う者は、原則として当該対象入札の最低価格入札者とし、入札事務執行人は、当該抽選を行った者に対し、その者の氏名等を最低制限価格書に署名させるものとする。

2 最低制限価格（税抜き）の算定において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。ただし、算出した額が、予定価格（税抜き）の10分の7に満たない場合は10分の7とする。

くじ番号	最低制限価格（税抜）の算出式		
1	最低制限基準価格	×	1.005
2	最低制限基準価格	×	1.004
3	最低制限基準価格	×	1.003
4	最低制限基準価格	×	1.002
5	最低制限基準価格	×	1.001
6	最低制限基準価格	×	1.000

(落札者の決定等)

- 第5条** 入札事務執行人は、落札決定又は落札保留の宣言をするに先立って、第4条の規定により決定された最低制限価格（以下「決定最低制限価格」という。）を読み上げるものとする。
- 2 決定最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者は落札者とせず、予定価格の制限以下の価格かつ決定最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低価格入札者を、当該対象入札の落札者とする。
- 3 前項の規定により、落札者となるべき入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(決定最低制限価格の公表)

- 第6条** 当該入札結果の公表と併せて当該決定最低制限価格は公表するものとする。

付則（令和6年10月9日豊都都内第327号）
この要領は令和6年11月1日から施行する。

付則（令和7年5月12日豊都都内第71号）
この要領は令和7年6月2日から施行する。

付則（令和8年8月21日豊都都内第226号）
この要領は令和8年9月1日から施行する。

最低制限価格書

入札に付する事件

履行期限	
------	--

年 月 日執行の上記入札の最低制限基準価格を次のとおり定める。

最低制限基準価格 ￥

(税抜き価格) ￥

令和 年 月 日

最低制限基準価格設定者_____印

抽選番号

最低制限価格(税抜き価格)の算出式

$$\text{最低制限価格（税抜き価格）} = \text{最低制限基準価格（税抜き価格）} \times (\text{係数})$$

最低制限価格（税抜き価格） ¥

ただし、上記の額が予定価格（税抜き）の 10 分の 7 に満たない場合は 10 分の 7 とする。

予定価格の10分の7（税抜き価格） ¥

豊見城市抽選型最低制限価格制度実施要領第4条の規定により、抽選を行った者

会社名

氏名

最低制限価格書

入札に付する事件

履行期限	
------	--

年 月 日執行の上記入札の最低制限基準価格を次のとおり定める。

最低制限基準価格 ￥

(税抜き価格) ￥

令和 年 月 日

最低制限基準価格設定者_____印

抽選番号

最低制限価格(税抜き価格)の算出式

$$\text{最低制限価格（税抜き価格）} = \text{最低制限基準価格（税抜き価格）} \times \underline{\text{（係数）}}$$

最低制限価格（税抜き価格） ¥

ただし、上記の額が予定価格（税抜き）の 10 分の 7 に満たない場合は 10 分の 7 とする。

予定価格の10分の7（税抜き価格） ¥

豊見城市抽選型最低制限価格制度実施要領第4条の規定により、抽選を行った者

会社名 _____

氏名

抽選型最低制限価格制度の実施手順

改正 令和 8 年 9 月 1 日

1. 3種類の最低制限価格書の作成について

- (1) 発注課において工事及び委託業務における予定価格の 10 分の 7 以上の範囲で設定根拠となる算定内訳書を作成する。
- (2) 最低制限価格書及び封筒を 3 式、並びに (1) の算定内訳書を添付し、最低制限基準価格設定者に依頼する。
- (3) 最低制限基準価格設定者は、(1) の算定内訳書を参考に 3 種類の最低制限価格書を作成し、封印する。

2. 抽選型最低制限価格制度である旨の公表

入札時において、投函前に「当該入札は、最低制限価格書及び最低制限価格（税抜）の算出式を抽選により決定すること、抽選を行う者は最低入札者である」旨を公表する。

3. 入札書の投函から開札

従前のとおり

4. 最低制限価格の抽選

- (1) 最低の価格をもって入札した者に最低制限価格書及び税抜き最低制限価格の算出式を抽選させ、署名させる。抽選の方法は、公正な方法とし、任意とする。
- (2) 最低制限価格書への署名は、落札者決定後とする。

5. 落札者の決定

4 により決定した、最低制限価格を読み上げ、落札者を宣言、決定する。
ただし、全入札者が最低制限価格未満の価格をもって入札した場合は、最低制限価格を公表せず、ただちに再度の入札を行う。

なお、残り 2 通の最低制限価格書については、落札決定後開封し公表する。
ただし、署名は要しない。

6. 最低制限価格書の保管

抽選された最低制限価格書および残り 2 通の最低制限価格書は、当該入札に関する書類とともに保管するものとする。